

オープンカウンター方式による見積依頼の公示

令和6年5月9日

支出負担行為担当官

佐賀地方検察庁検事正 山上 富 蔵

1 見積依頼に付する事項

- (1) 件 名 令和6年度一般定期健康診断等業務委託契約
- (2) 仕 様 等 見積依頼説明書及び契約書（案）等による。
- (3) 契約期間 契約締結日から令和7年3月31日まで

2 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 次の各号のいずれかに該当する者であること。

ア 令和4.5.6年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」で、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者

イ 法務省の随意契約事業者の資格を有する者

- (3) 次の各号のいずれかに該当しない者であること。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者

- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力的な要求行為を行う者
 - キ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ク 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - ケ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
 - コ その他前各号に準ずる行為を行う者
- (4) 見積依頼説明書を受領し、同説明書に基づいて関係書類を提出期限までに提出した者で、かつ、その内容等を踏まえ、本業務を確実に履行できると当庁支出負担行為担当官が判断した者であること。

3 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒840-0833 佐賀市中の小路5番25号
佐賀地方検察庁会計課用度係（担当：岸川）
電話0952-22-4189（直通）

4 見積依頼説明書の交付期間及び交付場所

- (1) 交付期間 令和6年5月9日（木）から同年5月24日（金）の平日午前9時から午後5時までの随時（土曜、日曜、祝日を除く）
- (2) 交付場所 上記3のとおり

5 提出書類の提出方法、提出期限及び提出場所等

- (1) 提出書類 見積書の提出を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。
 - ア 「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」の写し又は「随意契約登録申請書」等
 - イ 暴力団排除に関する「誓約書」（役員等名簿添付）
 - ウ 特定役務を履行できることを証明する以下の書類
 - (ア) 組織概要
 - (イ) 定期健康診断等請負実績一覧表
- (2) 提出方法 持参、郵送又は信書便（ファクシミリ等による提出は不可）
- (3) 提出期限 令和6年5月31日（金）午後3時（必着）
- (4) 提出場所 上記3のとおり

6 見積書の提出方法、提出期限及び提出場所

- (1) 提出方法 持参、郵送又は信書便（ファクシミリ等による提出は不可）
- (2) 提出期限 令和6年5月31日（金）午後3時（必着）
- (3) 提出場所 上記3のとおり

7 見積合わせの日時

令和6年5月31日（金）午後3時

8 見積書に記載する見積価格

見積書に記載する見積価格は、総価で記載し、消費税及び地方消費税を含めた合計金額を記載すること（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）。

9 契約の相手方の決定方法

- (1) 予決令第99条の5の規定に基づいて決定した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な見積書を提出した者を契約の相手方とする。
- (2) 最低の価格の見積書を提出した者が2名以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

10 契約保証金の納付

免除する。

11 その他

- (1) 都合により見積合わせを取りやめることがある。
- (2) 契約の締結にあたっては、契約書を作成するものとする。
- (3) 使用する言語は日本語、通貨は日本円による。
- (4) その他詳細は、オープンカウンター方式による調達実施要領及び見積依頼説明書等による。